



報道各位

2023年10月27日

一般社団法人マンション管理業協会

**十六銀行も「個人向け住宅ローン」の金利引下げプランの対象に
マンション管理適正評価制度への登録と評価結果を追加
～良好な管理が行われているマンション購入者向け特典を拡充～**

一般社団法人マンション管理業協会（本部：東京都港区虎ノ門、理事長：高松 茂、以下、マンション管理業協会）と株式会社十六銀行（本社：岐阜県岐阜市神田町、頭取：石黒 明秀、以下、十六銀行）は、2023年10月1日より、マンション管理業協会が運営する「マンション管理適正評価制度」の評価結果を十六銀行が行う個人向け住宅ローンの金利引下げプランの対象に追加し、既存マンション購入者に向けた融資サービスの拡充を開始したのでお知らせいたします。

【背景】**●既存マンションストック数の増大とマンションの管理に係る「情報開示の必要性」**

全国に分譲マンションストック数は、およそ694万戸（2023年8月 国土交通省公表）ありますが、そのうち高経年マンションといわれる築40年以上を経過したマンションは、既に125万戸超存在していると推定されています。

既存マンション取引は、立地や間取り、築年数といった情報が評価・購入形成要因の主流となっており、管理状態のレベルはあまり重要視されていないのが実情です。既存マンションの流通市場において、購入検討の早い段階からマンションの管理情報が開示されることが実現されれば、管理状態を加味した物件選定が可能となり、マンション管理に対する関心の高まりとともに、適正に管理されたマンションが市場で選好されることが期待されます。

●「適正な管理の基準」の策定

マンション管理業協会は、適切に管理されているマンションが市場で評価される仕組みとして、全国共通の管理に関わる評価基準を策定し、マンションの管理状況に関して現住の区分所有者に限らず、専門知識を有しない購入予定者に対しても、消費者保護の観点から、管理状況をわかりやすく表示する「マンション管理適正評価制度[※]」を創設しました。

【本件のポイント】

十六銀行は岐阜県・愛知県を中心に店舗を構える地方銀行です。

既存マンション流通の活性化は、十六銀行が目指している地域経済の活性化、持続的発展に期待されること。マンションの管理状態を評価するマンション管理適正評価制度の目的がこれに合致するため、金利引下げプランの対象に追加することが実現されました。

マンション管理業協会は、引き続き、マンション管理適正評価制度を通じて国内の「良好なマンションストック形成」を目指して参ります。

※マンション管理適正評価制度とは

マンションの管理状態や管理組合運営の状態を6段階で評価し、インターネットを通じて情報を公開する仕組み（専門家による評価を受け、総会で決議し、管理組合自らの責任（自己認証）で、情報開示を行うものです。）です。

■ 十六銀行住宅ローンに関する条件等の詳細

十六銀行ホームページをご参照ください。

URL : <https://www.juroku.co.jp/loan/myhome/>

■ 住宅ローン金利引下げプラン開始時期

2023年10月1日より

ホームページ掲載のイメージ

左：マンション管理業協会 マンション管理適正評価制度サイト掲載イメージ。十六銀行 HP リンクボタンが追加されます。
 右：十六銀行 HP 掲載見本。住宅ローンページ内、金利引下げプランの対象となる旨が明記されています。



金利引下げプランの適用条件	
選択条件のいずれか1つを満たし、取引条件のすべてを満たす場合に適用できます。	
選択条件 <ul style="list-style-type: none"> ① 年収400万円以上、かつ、同一勤務先の勤続年数2年以上の方(給与所得者の方)または営業・勤続年数3年以上の方(個人事業主・会社役員等の方) ② 住宅を建築する土地(※1)を所有されている方 ③ 必要費用(※2)の20%以上を自己資金でご用意される方 ④ 長期優良住宅の対象となる住宅を新築・購入・増改築する方 ⑤ マンション管理適正評価制度(※1)および(※2)マンション管理業協会の評価 	取引条件 <ul style="list-style-type: none"> ① 給与振込口座の当行指定 ② スマートフォンアプリ/Wallet+への口座登録 ③ 以下から2項目の利用 <ul style="list-style-type: none"> ① 無通帳口座の作成 ② 各種カード(十六ICB、DC、ICBデビット)の成約(各カードにつき項目ごとアカウントします) ③ ②のカードに公共料金引当口座指定 ④ 当行指定のカードローンの成約または無担保ローンの利用 ⑤ Web正式申込および住宅ローンWeb説明動画の利用
<small>※1 土地の所有者は、本人、配偶者およびその直系親族さまの名称といたします。なお、該当する土地にかかるお借入れがある場合は対象外となります。 ※2 必要費用とは、住宅の工事請負契約金額または売買価格とします。ただし、外構工事、雑費用は除きます。</small>	

(注) 上記画像はイメージです。テキスト、デザインが実際の HP 掲載と異なる場合がございます。

■ 一般社団法人マンション管理業協会について

マンション管理業協会は、昭和 54 年に誕生したマンション管理業者を正会員とする国内唯一の団体です。

会員相互の協力によって、マンションの管理システム、管理技術等に関する調査研究を行い、その管理業務の適正化のための諸方策を推進するなど、マンションにおける良好な居住環境と快適な共同生活を確保し、もって国民生活の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

【 HP 】 <http://www.kanrikyo.or.jp/>

本リリースに関するお問い合わせ先

一般社団法人マンション管理業協会 調査部

前島 電話 : 03-3500-2721